

近代とは何か  
——高橋報告へのコメントを契機として——

森下 敏男

はじめに

高橋報告へのコメントを出発点としつつ、むしろ「近代」についての私見を述べたい。

高橋氏は、帝政ロシアの法制度について、他の追隨を許さない詳細な研究をされ、大きな業績を上げてこられた。今回の報告でも、帝政時代の判例まで素材とし、立ち入った研究を示された。その研究方法は極めて厳格・着実であるが、他方でマクロに歴史の流れを描くことは厳しく禁欲されている。私は歴史学の現状について疎いが、このような方法は、「客観的な歴史」の存在を信じ、資料をしてそれを語らせることができると考えた19世紀的な実証主義の方法なのではないだろうか。他方で私がE・H・カーや溪内謙氏の著作（『歴史とは何か』、『現代史を学ぶ』、ともに岩波新書）から学んだ現代の歴史学の方法によれば、歴史とは歴史家の視点からの過去の再構成でしかありえない。したがってあらゆる歴史は現代史である（クローチェ）し、敢えて言えば、歴史は歴史家の創作物なのである。高橋氏も、その重厚な実証的研究を踏まえて、そこからもっと大胆に理論や法則性を引き出し、大きな歴史を物語ってもいいのではないだろうか。

高橋氏は、大きな歴史を語れば、「特定の歴史像を立証するための材料として、恣意的に史実が援用される傾向」（当日のレジメ）がでてくると懸念しているようである。確かに、実証なしに勝手に理論を創作したり、自説に都合の悪い事例さえも勝手な解釈によって強引に援用するようなはったり型の研究もある。「恣意的な利用」が許されないのはいうまでもないが、しかし特定の歴史像を立証するために史実の収集を試みるのは当然の方法ではないだろうか。それが結果として成功するか否かは別問題である。

1 家族法の近代—高橋報告へのコメント

高橋報告では、対象として家族法が取り上げられたが、その理由は、この分野は「固有のもの」、「外来のもの」、「近代的なるもの」の緊張関係が典型的に見られる領域だからと説明されていた。しかし報告の中身では、どの部分が「固有のもの」であり、どれが「近代的なるもの」かについては説明がなかったと思う。また「近代」的なるものの基準も示されなかったと思う。

近代とは何かについての私見は後述するが、一言で言えば、それは、自由主義、個人主義、法の前の平等といった原則が支配する社会である。しかし家族は元来共同体的（したがって前近代

的) 特質をもっており、市民革命と産業革命を経た後の近代社会においても、家族はいわば近代に持ち越された前近代のままであり続けた。取引の安全を図り第三者を保護するためには、家族の財産は家長が独占的に管理することが必要であり、資本主義経済は家族の内部関係には無関心であったから、古い家族関係は維持されたのである。家庭内部では等価交換の論理は作用せず、権威的配分と互惠の精神が支配し続けた。ナポレオン法典が二元的であり、財産法の部分は近代的で、家族法の部分は前近代的(父権の規定、妻の財産権の制限)であるのは、そのことに対応していた。これまで資本主義経済の基本単位は個人よりも家族であったし、ミクロ経済学が「企業」と「家計」を単位として構築されるのもそのためである。

近代家族の成立のためには、男女が形式的に平等化される(夫権の廃止、妻の財産権の承認、家庭外の問題では女性参政権の承認)必要があるが、それが実現されるのはほとんど20世紀に入ってからである。この近代家族は、夫と妻の形式的平等を基礎とするが、生産と消費の場が分離する資本主義的経済構造の下では夫婦の分業が不可避となり、典型的な近代家族は、男が外で働き、女が家を守るという形式をとる。そのため近代家族は不可避免的に「家父長制」的である。その意味では近代家族は、実は「近代」家族とは言えないという逆説が成立することになる。

男女の実質的な平等化(女性の社会進出)が始まるのは、20世紀後半に入ってからであり、そのプロセスは現在なお進行中である。そして家族における近代化が完成すれば、つまり男女が実質的に平等化され、分業関係が解消されれば、家族はその存在意義を失って解体していく運命にある。家族の近代化は即家族の解体ということになる。あるいはそこまで極端にいわなくても、近代家族は、大きく動揺する。現在まさに先進国の家族は、混乱した状況である(家族形態の多様化、結婚の減少、同性愛者を含めた同棲の法制化、離婚の増大、シリーズ結婚化、少子化、婚外子の増大)。この点ではロシア革命後の家族消滅論は、家族の未来像を正しく示唆していたことになる。つまり家族の実質的近代化(男女の実質的平等化と家族の消滅)は、ポスト近代の社会主義の下で実現されるというわけである。

このように「近代家族」は自己矛盾的な概念であり、「近代」を論じるに際して、家族を例として取り上げるのは適当とはいえない。高橋氏の場合も、「近代家族」のイメージがはっきりしない。高橋氏は、1857年版の民法集成の家族法の規定の中から、「妻は夫に服従し、…夫にあらゆる喜びと愛慕を与えなくてはならない」、「夫は妻を愛し、…妻を尊敬し保護して欠点についてはこれを恕し、…妻を養い維持しなければならない」という規定を引用し、扶養の義務がもたら夫の側に生じるのは、「夫は仕事、妻は家庭と峻別された近代家族の性的役割分業が、ここで前提にされたためである」と述べている<sup>(4)</sup>。しかしここでの家族が、理念としての近代家族でないのはもちろん、産業革命後の夫婦の分業を前提とした現実の「近代家族」でもないことは明らかである。それは、ナポレオン法典の描く家族にやや似ているが、それよりもさらに古い前近代的家族像である。近代家族は、夫婦の形式的平等を前提としており、夫から妻への一方的な権利・義務関係を定めるものではない。妻が外で働き、夫が家を守るということも容認されるが、実例が少ないというだけである。

## 2 ロシアの「近代経験」と法の継受

もともとロシアはヨーロッパの一部であったし、チャイコフスキーを頂点とするロシア古典音楽などは、ヨーロッパ文化の最良の部分を構成している。とはいえ、ロシアはヨーロッパの辺境地帯であったし、その近代体験といえ、19世紀後半の大改革の時代から1917年のロシア革命までを指すとみるべきであろう。日本の明治維新とほぼ同じ時期に近代化が始まったことになる。中国でも同時期に、近代化を目指して洋務運動や変法自強運動が起きている。日本は脱亜入欧、和魂洋才のスローガンの下に文明開化を図り、近代化に一応成功したのに比して、ロシア・中国は挫折した。丸山真男のいうように、日本には軸となる思想がなく、無節操に外来思想を受容する傾向があるのに比して、ロシア、中国は自国文化に誇りをもち、外国思想に警戒的であった。ロシアでは19世紀に、スラブ主義と西欧主義の間で大論争が展開されたが、その場合西欧派も無条件の西欧派ではなかった。むしろ西欧の腐敗・墮落、労働者の困窮を目にして、西欧派は近代西欧に対してアンビバレントな態度を示し、その一部は、むしろポスト近代としての社会主義思想に惹かれた。中国でも、似たような事情を見て取れる。結果的には、節操のない日本が近代化に成功したのである（その反動は少し遅れて昭和の時代に、「近代の超克」というかたちで表れる）。

19世紀以後のロシアの歴史を見ると、いわば「隔世遺伝」の法則を見て取ることができる。19世紀後半に始まる近代化の試みは1917年のロシア革命によって挫折し、それ以後は改革期以前の旧ロシアの諸制度が復活するという側面がある。他方で1991年の社会主義崩壊後は、19世紀後半の近代化路線が継承されるのである。このことは、社会主義ソ連の否定的な前近代的諸側面を旧ロシアの伝統によってのみ説明するのは誤っており、社会主義こそが近代化の流れを阻止し、旧ロシアの伝統を温存・復活させたということの意味しているのである<sup>2)</sup>。

ロシア革命後に形成された諸制度に、近代化以前の旧ロシア時代のそれとの共通性があるのは不思議ではない。社会主義は近代的市民社会を廃棄し、共同体的社会関係を新しい次元で再興するものだからである。それは、検察官の一般監督制度、国内パスポート制度、糾問主義的・職権主義的訴訟手続、権力分立の否定、二重所有権的所有制度等々に表れている。

他方で社会主義崩壊後は、19世紀後半の近代化の過程で導入されたがロシア革命によって否定された諸制度が復活した。陪審制、治安判事制、弁護士の活動スタイル、当事者主義的訴訟手続、法治国家（議会制度）、司法権の自立化、土地私有化等々。社会主義崩壊直後のロシアでは、74年間の社会主義時代を飛び越して、1917年から1991年へと歴史が直結するかのような見方が強かった。土地改革はストルイピン改革の継続とされ、1993年の選挙で選出された新議会は第5国会（帝政時代に第4国会まで開かれたので）、1995年選出の下院は第6国会と呼ばれた。

しかし1999年選出の下院はもはや第7国会とは呼ばれず、第3期下院と呼ばれている。このことは体制転換後の混乱期を過ぎて、ロシアが安定期に入ったことを示しているであろう。ロシア革命以前の近代化の経験は、今日でも底流としては生き続けているが、その継承が意識的に追求されることはない。現在では過去の経験よりも、諸外国の経験が参考とされ、同時に、ともかくもロシア独自の道を模索しているようにみえる。

### 3 西欧近代の「普遍性」

西欧近代は普遍性をもつか、という問いがよく発せられる。この場合、「普遍性」の意味は必ずしも明確ではない。もしそれが、西欧近代が人類史の唯一の可能性を示している、あるいは人類の最高の価値を実現したという意味であれば、それは証明不可能である。もし江戸時代の鎖国体制を維持することが可能であったなら、日本が西欧とは異なるタイプの近代社会を創り上げていた可能性はある。しかし15世紀以来の西力東漸の結果、世界は一つのシステムとして形成され、19世紀後半の日本の開国によって一応それは完結した。それまで複数に分かれていた世界の歴史は、「残念ながら」以後西欧主導の下に一元化された。以後の歴史は「世界システム」論的にみななければならない。

こうして伝統的共同体社会から近代的市民社会への流れは、歴史法則となった。後発社会もその発展を図ろうと思えば、「残念ながら」西欧文明を受容せざるを得ないのが現実である。その意味では、西欧文化は限定された意味で普遍性をもっている。例えば文化の一つである言語についていえば、英語が普遍性をもった優れた言語であるとはだれも論証してはいない。しかし今や事実上英語は国際語となっており、他の言語圏でも、国際関係の発展のためには英語を学ばざるを得ない状況になっている。「残念ながら」英語は否応なしに「普遍性」をもってしまったのである（いずれ高性能の通訳機能を備えたケータイの開発によって事情は変わると思うが）。

このような考え方は、後発社会も西欧の歴史を単純に反復すると考えるような近代化論とは全く異質であり、むしろそれを批判するものである。いわゆる近代化論者は、現在でもなお日本社会の後れを指摘し、日本の近代化は未完成と考える傾向がある。丸山真男氏は、晩年においてもそのように考えていたし、わが国の「マルクス主義者」にも似たような考えが強い。しかしそれは非西欧社会の近代化のあり方を正しく理解しないものである。第二次大戦後の高度成長過程で、日本社会は十分すぎるほど近代化した。欧米と比べて「後れている」と感じられる点があっても、それこそが欧米と区別される日本特有の近代化のあり方なのだと理解しなければならない<sup>9)</sup>。しかもそれは、しばしば、むしろ「進んでいる」点である可能性もある。例えば近代化論者や「マルクス主義者」は、終身雇用制などの日本型システムを前近代的なものと批判してきたが、それが市場原理主義の浸透（欧米的近代化）によって崩壊しつつある現在、そのもっていた長所が改めて明らかになったように思う。長期の景気低迷とリストラの嵐が吹き荒ぶ現在でさえ、日本は欧米諸国に比べてなお失業率はかなり低い。それは、経営の効率性よりも人間関係（雇用）を重視する文化が日本にはあるからである。

ところで、かつての社会主義諸国や現在のイスラム原理主義者のように、あくまでも西欧型近代化を拒否することも不可能ではない。しかしその代償として、貧困と社会の停滞・荒廃を覚悟しなければならない。物質的には貧しくても、精神的には豊かであるというのは、多くの場合一種のルサンチマンに過ぎず、空しい。

西欧近代の「普遍性」とは、他の社会におけるその受容可能性という意味でも使われている。受容は可能であるし、現実にならなっている。とはいっても、それには時間がかかるし、近代西欧がそのまま非西欧社会に移植できるわけではない。またそうすべきでもない。後発国は、最

先端の技術を導入することによって農村共同体を解体（して労働者を創造）する必要性が少ない点において、また人為的な共同体の解体は都市内部にも擬似共同体を再生する（日本企業の共同体的特質）意味においても、共同体秩序を温存・再編する。そこに導入された西欧文化は、それぞれの社会に残存する共同体秩序に適合するように変容されるし、変容されざるを得ない。

日本は明治維新以来「和魂洋才」のスローガンの下に、西欧文化の日本の変容を巧みに実現してきた。例えば、終身雇用その他の経済の日本型システムは、1940年頃に生成されたのであって、日本文化とは言えないという説がある（野口悠紀雄）。しかし明治以来日本に導入された会社は、当初は株主中心の英米型会社であったが、それが日本文化の反作用を受けて、1940年代に日本的に変容されたのである。それは日本文化の反映そのものと言わなければならない。現在日本型システムは解体しつつあり、アメリカモデルが影響力を強めているが、アメリカ型の新古典派経済理論の前提とする「近代人」のモデル（「自己の利益の最大化を追求する人」）を、そのまま日本社会に適用することはできない。新しい日本型システムを模索することが必要である。

旧ロシアにおいても、そこに導入された西欧文化は、ロシア的に変容された。高橋一彦氏によれば、1864年の司法改革で西欧から受容された陪審制は、ロシアにおいては、「法律ではなく良心による裁判」や、「社会による私的制裁」という性格をもったようである<sup>6)</sup>。これなどは、法よりも倫理・情念を重んじるロシア社会にふさわしい「ロシアの変容」といえそうである。「良心による裁判」など、なかなか素晴らしいのではないだろうか。

旧社会主義諸国への法整備支援に関連して、「近代化」の中身が問題とされることがある。鮎京正訓氏は、「民主化」、「市場指向型経済導入」、「基本的人権」は異なるベクトルをもった価値であり、それらが衝突した場合にどの価値を優先するかを価値序列を明らかにする必要があるという<sup>6)</sup>。しかし市場経済こそが民主主義や人権の前提となる自立した個人を生み出すのであり、また一定程度の経済的豊かさがない限り、民主主義と人権は決して定着しない。その意味では市場経済化こそが基底的な意味をもっている（といっても西歐的な市場経済のモデル、況やアメリカ・モデルのことを言っているのではなく、その社会に適合的な市場経済のモデルを追求しなければならない）。

ところで、1人当たりの国民総生産が2,000ドルに達したとき、民主化の条件ができるという説がある。これは30年前の説であるから、現在では少なくとも4,000ドルは必要ではないか。1999年の統計によれば、いわゆる西側先進国はすべてこの基準を超えている（日本は約32,000ドル）。それ以外では、韓国が8,500ドルと高く、ブラジル、チリ、メキシコが4,000ドル台で続く。旧社会主義国で4,000ドルを超えているのは、スロベニア、チェコ、ハンガリー、クロアチアである。ロシアは約2,300ドル、中国780ドル、ベトナム370ドルである。4,000ドル説もかなり説得力があるのではないだろうか。

#### 4 近代とは何か

ところで「近代」とは何か。前近代から近代への転換は、農業社会から工業社会・資本主義社会へ、共同体秩序から市民社会（市場経済社会）への転換を意味する。この転換過程は、12世紀の地中海貿易の発展を起点とし、15世紀以後のルネッサンス・宗教改革を経て、17世紀以後の市

民革命と産業革命によって西欧世界において実現された。つまり近代社会とは、共同体から解放された個人が自由な競争を展開する市場経済の社会である。それは、自由主義・民主主義・個人主義的思想の発展を伴いつつ、西欧以外の世界にも拡大しつつ、現代に至っている。

ところが20世紀末以後の世界は、ポストモダン、あるいは近代と区別される意味での「現代」に入ったかのようなものである。現代は、二つの意味において、新しい時代への入口にさしかかっているかにみえる。第一に、現代の「情報革命」は、農業革命、産業革命に続く人類史上の「第3の波」と捉えられることがある（トフラー）。確かに、古くはダニエル・ベルが指摘したように、労働人口中にしめる農業・工業の比率は低下しており、現代はもはや工業社会とはいえない。といっても資本主義がなくなるわけではないから、それは、19世紀後半の第2次産業革命（重化学工業化）に続く第3次産業革命というべきであろう。しかし情報革命によって、企業組織がパソコン（生産手段）を有する個人事業者の契約関係へと解体される傾向も、確かに一部にみられる。となると賃労働と資本の関係は消失し、資本主義社会は止揚されることになる。とはいえ市場経済は存続し、むしろ純粋化され、個人事業者による苛烈な自由競争社会が実現することになる。しかしこのような経済成長一本槍の路線は、人類史いや地球史的な隘路に直面せざるを得ない。

現代の社会変化のもう一つの側面は、100年単位の資本主義の変容である。19世紀の自由主義的資本主義は深刻な社会問題を生みだし、そのため20世紀の資本主義は、規制と保護のために国家が重要な機能を果たすケインズ型資本主義へと転換した。しかしそれは20世紀末には経済の停滞を招き、以後再び市場万能的な新自由主義的資本主義が復活している。おそらく歴史は繰り返すのだろう。新自由主義は再び社会問題を深刻化させ、資本主義を危機に追い込むに違いない。

この二つの意味での「新段階」は、現在一起となってグローバリズムの波に乗って拡大している。しかし資本主義の最大の問題点は、地球の許容量を超えるような自己目的化された経済成長にあると思う。マルクスは、以前の支配階級の第一の生存条件は旧い生産様式の維持にあったが、ブルジョワ階級は全社会関係を絶えず革命していかないと生存し得ないと述べている。シュムペーターは、停滞した封建社会や社会主義は存在するが、停滞した資本主義はあり得ないという。つまり資本主義は停滞することを許されず、常に「ゴールなき全力疾走」（R.ライシュ『勝利の代償』）を強いられるのである。資本主義は、止まると倒れる自転車のようなものである。現代われわれは十分に物質的に豊かであり、これ以上の経済発展は必要でないようにみえる。しかし現状維持のためには成長しなければならないという自己矛盾が資本主義にはある。例えば失業率の拡大を阻止するためにはゼロ成長では足りず、少なくとも2パーセント程度の経済成長が必要である。これは低い成長率であるが、しかしこの2パーセント成長が100年続けば、経済規模は約8倍にもなる。これは人類の歴史からみれば、驚異的な変化である。

人類誕生以来のほとんどの時期、人口、経済規模、温室効果ガス排出量などの指標は、ずっと横這いを続けてきた。それが急速な右肩上がりになるのは、産業革命以後のここ200年のことに過ぎず、しかもそれは最近に至るほど加速度が高まっている。これら指標のねずみ算的な増加は、いずれ地球の許容量を超える。1973年のローマクラブの提言『成長の限界』は、このことに警告を発したものであった。しかしこの提言後、世界はむしろいっそうの経済発展を自己目的的に追求している。地球に外延的なフロンティアがなくなると、原子力や遺伝子組み替えへの依存等、人

類は人工的に自然の秩序を変えようとしている。さらには新たなるフロンティアを求めて、火星に移住するという計画さえアメリカには存在する。

このような、人類の生活をよりよくするための経済ではなく、自己目的的な「ゴールなき全力疾走」が、資本主義の、市場競争経済の根本矛盾である。それは人間の精神をも消耗させ、荒廃させている。数十年も経てば、この矛盾は深刻化し、その克服のために再び社会主義の思想が必要とされよう。しかしコミンテルンに起源を有する既存の共産主義運動は存在意義を失っており、解散した方がよい。新しい社会主義思想は、階級理論に基礎をおく伝統的な社会主義思想とは異なる次元において登場しよう。私は、心情的には、新しい社会主義思想に期待したい気持であるが、しかしそれが成功するという保証はない<sup>6)</sup>。近代は崩壊と再生を繰り返しつつ、人類の自滅まで半永久的に続くのかもしれない。そうだとすれば、確かに「歴史は終わった」のである。

#### 注

- (1) 高橋一彦「ロシア家族法の原像」(『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』39号、2002年)28頁。なお帝政時代の夫婦の財産関係(別産制)についても、人口の圧倒的多数を占めた農家では妥当しなかった(合有)はずである。
- (2) この点について、中国法に関する鈴木賢氏の次の発言に興味を覚えた。「移入された『社会主義』イデオロギーがむしろ伝統法と共鳴現象をおこして、逆にこれを強化・温存した側面すらある…」。「中国法研究をめぐって」(『社会主義法の変容と分岐』1992年、170頁)。次にも同趣旨の記述がある。鈴木賢「現代中国法にとっての近代法体験」(『社会体制と法』第4号、2003年、19頁)。これは、私がロシアについて語ってきたことと共通している。ただし鈴木氏は社会主義の語を括弧でくくっており、ロシア・中国の社会主義は本来のそれではなく、伝統法と共鳴するような歪んだそれであったという点を強調したいのかもしれない。私もその点に異論はないが、ただ社会主義社会の社会関係は一般的に前近代のそれと親和的なものがあると考えている。またロシア的伝統についてもすべてを否定的に捉えているわけではなく、検察官による一般監督制には積極的な側面があると考えている。
- (3) 同じような論点は、昭和初期の「日本資本主義論争」にもみられる。この論争では講座派も労農派も、ともに西欧の物差しをそのまま日本に当てはめ、明治維新以後の日本が資本主義かそれとも絶対主義かと争っていた。しかし宇野弘蔵はこの論争を止揚し、半封建的な社会構造の残存こそが、日本のような後発国に特徴的な資本主義のあり方なのだと論じた。これはまさに100点満点の解答(馬場宏二)であったと思う。このような見方は世界システム論的であるが、実際宇野説は、ウォーラーステインの理論の先駆だという評価がアメリカにはあるという(ウォーラーステイン著、日南田静真監訳『資本主義世界経済Ⅱ』名古屋大学出版会、訳者あとがき、185頁)。
- (4) 高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究』(2001年)75頁、218頁。
- (5) 鮎京正訓「『法整備支援』とは何か?それをどう考えるか?」(『社会体制と法』創刊号、2000年)30頁。
- (6) 人類史がその頂点を過ぎ、衰退過程に入っていることが認識されるとき、社会主義思想は成功する可能性がある。拙稿「人類史におけるペレストロイカ」(ソビエト研究所『ビュレティン』1989年4号)参照。